ケース設定：買主側の立場に立って、仕様書等を提示して完成品の製造を委託する取引を
想定しています。製造に要する機具や金型等は製造者のものを用います。
製造に要する技術情報についても、仕様書や規格書の提示によって、買主から
製造者に提供される限りと想定しています。
また、知的財産権についての実施許諾を予定していない取引を想定しています。

ＯＥＭ契約書

東京都　Ａ株式会社（以下、「甲」という。）と東京都　Ｂ株式会社（以下、「乙」という。）とは、乙によって製造される製品を、甲の商標および商号に基づいて甲の販売網を通じて販売することを目的とするＯＥＭ取引に関し、次のとおり契約する。

単に当事者間において、契約を締結する旨を記載するのが一般的です。

第１条（定義）

本契約書において使用される用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）　「本製品」とは、甲が乙に提供する仕様、規格等の指示に従って乙によって製造され、甲が指定する商標およびサービスマーク等を付して乙から甲に供給される別紙１〔省略〕記載の製品をいう。また、文脈上排除すべきことが明らかである場合を除き、「本製品」という用語は、当該製品を使用するために必要な取扱説明書、オペレーションマニュアルおよびユーザーズガイド等で、別途甲乙間の協議に基づいてその内容を確定するものを含むものとする。

（２）　「本仕様」とは、本製品の設計および製造に関する仕様および規格等を含む甲から乙への書面による一切の指示をいい、本契約書第18条に基づいて変更されたものを含む。

（３）　「本商標等」とは、本契約のもとに乙が製造し、甲に供給するすべての本製品およびそれらの梱包材等に表示すべき商標、商号、サービスマークその他の表示で、かつ、それらの表示の態様および方法等について甲が乙に対す

る書面をもって指定するものをいう。

本契約書において用いられる用語についての定義条項です。

契約書の初めの部分で一括して定めておいた方が分かりやすく、用語の意味の不統一を招く危険性を少なくすることができます。

また、一つの用語が具体的に複数の意味を持っていたり、データ等の細かな数字等を含む場合には、別紙を引用するような定めをして、その中に詳細な情報を記載するようにして、定義は簡潔に記載する方法もあります。

ＯＥＭ製品に付されることになる様々なブランド表示についても、ここで定義しておくべきでしょう。

登録された商標に限らず、買主の商号、ロゴその他のマークが考えられます。

第２条（製造および供給の委託等）

甲は、乙に対し、本契約書に定める条件のもとに、本仕様書に従って本製品を製造することならびにこれらを甲に供給することを委託し、乙は、これを引き受ける。

ＯＥＭ取引における主要な要素である製品の製造及び供給の委託とその引受けについての合意を定めます。

第３条（購入予想）

１　本契約期間中、甲が乙に対して以下のスケジュールにしたがって、本製品を発注する。ただし、甲および乙は、以下に掲げる発注スケジュールが、本製品の発注量の予測に過ぎないものであり、いかなる意味においても、甲の乙に対する本製品の購入義務ないし保証と解されてはならないことを相互に確認する。

契約初年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）

〇〇台

同第二年度（平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日）

〇〇台

２　前項の定めにかかわらず、本製品と競合する商品市場の著しい変動がある場合には、甲および乙は、前項に定める発注量の調整について協議する。

ＯＥＭ契約においては、製造者が製造のための設備を整えたり、原材料等を調達するための便宜を

考慮して、あらかじめ買主による購入数、量、額を明記して最低購入保証させる場合もあります。

そのような保証をすることが買主にとって難しい場合もあるので、但し書きで目安となる数字を示す

に留めた内容にした方がよいでしょう。

第４条（個別契約）

１　甲は、その要求する納期の少なくとも60日前までに、別紙２〔省略〕に掲げる様式による個別の確定注文書に製品名、数量、納入価格、納期、納入場所および引渡条件等の必要事項を記載して、これを乙に交付する（以下、「注文書」という。）。

２　乙は、前項に定める注文書の受領後７日以内に、甲に対し、ファックスまたはその他の文書をもって注文書に対する承諾の意思表示をするものとし、かかる承諾の意思表示によって、注文書に基づく個別契約が成立する（以下、「個別契約」という。）。ただし、乙は、注文書の記載内容が本契約のいずれかの条項に反している場合もしくは乙の合理的制御を超える事由により当該注文に対応し得ない場合に限り、注文書に基づく個別契約の申込みを拒絶することができる。

３　乙が、注文書の受領後７日以内に前項ただし書の定めに従って注文書に対する拒絶の意思表示をなさない場合には、乙は、注文書に基づく個別契約の申込みを承諾したものとみなす。

４　本条の定めに基づいて成立する個別契約の内容およびその解釈は、甲乙間に別段の合意がない限り、本契約の定めに従うものとする。

具体的な製造の委託および供給はその都度、注文書の交付による甲の申込みと乙の承諾によって成立する

個別契約に基づいて行われることになります。

第５条（製造等）

乙は、本仕様に従って、本製品を製造する。

甲から提供された仕様書その他の書面による指示に従って、製品を製造すべきことを定めるものです。

製品には、取り扱い説明書、使用説明書、ユーザーズガイド等の説明書やマニュアルが必要となるので、

それらのマニュアル等の供給についても明記すべきでしょう。

第６条（商標等）

１　乙は、本契約のもとに製造・供給するすべての本製品およびその梱包材等に甲の指定する態様および方法等に従って本商標等を付するものとする。

２　乙は、本契約に基づいて製造され、かつ、甲に供給される本製品を除き、本商標等に基づくいかなる製品を、自己または第三者のために、製造、販売または譲渡等その他一切の処分をしてはならない。

３　乙は、本契約の定めまたは甲の書面による事前の承諾なしに、本商標等を使用してはならず、かつ、本商標等に類似する標章を使用してはならない。

４　乙は、甲の書面による事前の承諾なしに、本商標等に関するいかなる国の商標権、意匠権、著作権等の登録のためのいかなる出願もしてはならない。

第１項は、買主の指定した商標等を指定された方法で付する旨を定めた条項です。

第 2 項は、本契約のもとに買主へ供給される製品以外に買主のブランドをつけた製品を販売してはならない旨の定めです。

第３項は、買主のブランドを製造者が勝手に使用したり、類似のブランドを使用したりすることを禁ずる定めです。

第４項は、買主がまだ商標登録していないブランド表示等を製造者が勝手に自己の商標として登録することを禁止する旨の定めです。

第７条（価格）

１　本製品の購入価格は、本契約に添付される別紙３〔省略〕に記載のとおりとする。

２　別紙３に定める本製品の購入価格は、甲乙間の書面による合意によってのみ変更をなし得るものとする。ただし、かかる購入価格は、市場における価格競争および製造者が負担すべき製造にかかる費用を勘案して、６か月ごとに見直されるものとする。

３　別紙３に定める購入価格は、甲乙間に別段の合意のない限り、梱包費、個別契

約によって指定される納入場所までの運送費および保険料を含むものとし、消費税その他の租税は含まれない。

製品の価格については、個別契約において随時定めるものとして「別途、甲乙間の協議のうえ定める」といった定め方。あらかじめ決定しておいて、別紙形式で契約書の内容とする方法があります。

価格についての定めをする際には、争いを避けるために、梱包費用、運賃、保険料及び税が含まれるか否か明確にしておきます。

第８条（梱包）

　乙は、本製品の梱包について、納入場所までの輸送に適合した方法をとるものとし、かかる梱包の方法については、事前に甲の承諾を得るものとする。ただし、乙は、かかる梱包方法に関する甲の承諾が第11条に定める乙の危険負担を減免するものではないことに同意する。

このような条項を設けて、危険負担が問題となるような事故を防止するための策を講じておくべきでしょう。

第９条（納入）

１　乙は、本製品を、個別契約において指定された納期に、指定された納入場所に納入する。

２　乙は、本製品を個別契約において指定された納期までに納入することができないおそれが生じた場合には、甲に対し、直ちにその旨を通知し、甲の指示に従う。ただし、乙は、かかる納入遅延の通知および甲の指示を受けたことをもって、納期遅延による債務不履行責任を免れない。

製造者が個別契約の納期及び納期場所の定めに従って、製品を納入すべきことを定めます。

第10条（受入検査）

１　甲は、前条に基づく本製品の納入後10日以内に、甲が乙に対して事前にその内容を通知した基準に従って、受入検査を実施する。

２　甲は、前項に定める受入検査の結果、検査に合格した本製品については受領証を、瑕疵または数量不足等を発見した本製品についてはその旨の通知を、本製品

の納入後15日以内に、乙に対して送付する。

３　乙は、前項に定める瑕疵または数量不足の通知を受け取った場合には、甲の指示するところに従って、不足分または代品の納入、もしくは、瑕疵ある製品の補修を、無償にて行うものとする。

４　乙は、本契約第13条に定める乙の保証に関する義務が、本条に定める甲の受入検査および乙の補償措置によって免除されるものではないことに同意する。

買主の定める検査基準に従った受入検査についての定めです。

これらの検査によって、製造者の瑕疵担保責任等が免除されないことを明記しておく必要があります。

第11条（所有権の移転および危険負担）

１　本製品の所有権は、前条に定める受入検査の合格をもって、乙から甲に移転する。

２　本製品の全部またはその一部が、前条に定める受入検査合格のときまでに、甲の責めに帰さない事由によって滅失、毀損または変質した場合には、乙がかかる損害を負担する。

所有権および危険の移転時期について定めたものです。

製品の納入後受入検査の完了までの間は、甲が製品の保管を行うことになります。

第12条（支払）

１　乙は、第10条第１項に定める受入検査に合格した本製品について、同条第２項に定める受領証を受領した日から10日以内に、甲に対して当該受領証の対象となる本製品についての請求書を送付し、甲は、かかる請求書受領後30日以内に、乙からの請求にかかる代金を乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

２　前項の定めに基づく代金の送金にかかる銀行手数料は、甲の負担とする。

３　前２条は、第10条第３項に基づいて乙から甲に納入される数量不足分または代品についても適用されるものとする。

第13条（瑕疵担保責任等）

１　乙は、本製品が、あらゆる点において本仕様に厳密に適合し、なんらの瑕疵も

ないことを保証する。

２　前項に定める保証は、第10条に定める本製品の受入検査合格後３年間通常の使用を条件としてその効力を有するものとし、本契約のいかなる理由による終了後も存続するものとする。

３　前項に定める保証期間内に、甲が本製品に隠れたる瑕疵を発見した場合には、乙は、甲の選択に従い、瑕疵ある製品の補修、良品との交換または代金の減額のいずれかの補償を無償にて行うものとする。ただし、かかる補償および良品との交換に要する一切の費用は、乙の負担とする。

４　前項に定める補償に加え、甲が、第２項に定める保証期間内に瑕疵のある製品の販売に起因して損害を被った場合には、甲は乙に対し、かかる損害の賠償を請求することができる。

５　乙は、本条に基づく保証に適応するために、甲が承認する適切な品質管理体制を構築し、これを維持しなければならず、かつ、甲の発注に対応し得る生産能力を維持しなければならない。

６　乙は、本契約第９条に定める納入に先立って、甲に対して納入される本製品の検査を実施しなければならない。

７　甲は、前項に定める乙の品質管理体制および生産能力を確認するために、随時、乙の生産施設に立ち入ることができるものとする。ただし、甲は、かかる立入りを実施しようとする場合には、乙に対して、事前に通知し、かつ、乙の業務に支障を来さないよう最善の配慮をしなければならないものとする。

瑕疵担保責任についての定めです。民法５７０条の規定よりも製造者側の責任を加重することができます。

保証の存続期間の長さについては、製品によって異なるので、適切と思われる年数を定めるべきでしょう。

第14条（交換・補修用部品およびアフターサービス）

１　乙は、前条に定める保証義務を履行するためおよび甲からの需要に対応するために、第10条に定める受入検査後３年間、甲に供給した本製品のための交換または補修用の部品を製造し、保持しなければならない。

２　本契約第13条に定める乙の保証義務の履行として供給される場合を除き、前項に定める交換・補修用部品の価格は、甲乙間において別途定めるところに従う。

３　本条の定めに従って乙から甲へ供給される本製品のための部品の製造、商標、個別売買契約、梱包、納入および受入検査、所有権および危険の移転、代金の支払および瑕疵担保責任については、本製品に関する定めが適用される。

４　本契約第13条に定める乙の保証義務の履行としてなされる場合を除き、甲および甲の再販先に対する本製品のアフターサービスは、甲の費用をもって甲において行うものとする。ただし、甲は、乙に対して、本製品の補修を有償にて依頼することができる。

５　乙は、甲に対し、前項に定める甲のアフターサービスに必要なサービスマニュアル、パーツリスト等の技術資料を無償で提供する。

交換用および補修用の部品の供給に関する定めです。

第15条（製造物責任）

１　本契約に基づいて乙から購入した本製品の欠陥により第三者の生命、身体または財産に損害が生じ、甲がかかる第三者より損害賠償等の請求を受けまたは受けるおそれが生じた場合には、甲は乙に対しその旨を通知し、甲乙協力して問題の解決に努めるものとする。

２　前項の場合、甲が第三者に対して損害賠償等の責任を負担するに至った場合には、甲は乙に対し、かかる第三者に対する損害賠償により被った自己の損害（相当な金額の範囲内での弁護士報酬を含む。）を求償することができる。ただし、かかる第三者に生じた損害が、本仕様その他本製品の製造に関する甲から乙に対する指示に起因するものであるときは、この限りではない。

製造物責任に関する条項です。

エンドユーザーらに被害が生じた場合には、ブランド提供者である買主が矢面に立たされることになるので、その場合に製造者も協力して問題解決にあたることが不可欠となります。

第16条（知的財産権等）

１　本仕様および本製品の製造に関して甲から乙に開示されるその他の指示に含まれるノウハウ、特許権その他のあらゆる知的財産権は、甲の固有の財産として、甲に帰属し、乙は、いかなる方法によってもその効力およびこれらに対する所有権を争うことができないものとする。

２　乙は、甲の事前の書面による同意なく、いかなる国においても前項に定める権利の登録を目的としたいかなる出願もなし得ないものとする。

３　本製品について第三者との間に知的財産権に関する紛争を生じた場合には、乙は、その費用負担においてこれを解決しなければならず、かかる第三者との紛争により甲が損害を被った場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、かかる第三者との紛争が専ら本仕様その他甲からの製造に関する指示または本商標等に関するものである場合には、この限りではない。

買主から製造者に技術情報の提供がなされることがあるので、これらの技術情報やそれに含まれる知的財産権の帰属について当事者間に紛争が生じないようにするため、あらかじめその帰属を明記するとともに、諸権利の申請等を製造者が買主に無断でなし得ないようにしておく必要があります。

第17条（改良技術等）

１　本契約の履行に際し、甲乙が共同して本製品に関する改良技術を開発した場合には、これらの改良技術は、甲乙の共有に帰するものとし、いずれの当事者も、本製品およびその他の製品の製造のためにこれらの改良技術を自ら使用し、または第三者をして使用せしめることができる。当該改良技術に関する工業所有権等の取得については、出願または登録等の是非および権利帰属および費用負担等について、甲乙協議の上決定する。

２　本製品または本製品と同一もしくは類似の他の製品に関して甲が改良技術を開発した場合には、当該改良技術は、甲に帰属するものとする。

３　本製品または本製品と同一もしくは類似の他の製品に関して乙が改良技術を開発した場合には、当該改良技術は、乙に帰属するものとする。ただし、乙は、当該改良技術について遅滞なく甲に通知するものとし、甲が当該改良技術を本製品

の製造に使用することを希望する場合には、乙は、本製品の製造に際し、甲に対するいかなる対価の支払も要求することなく、当該改良技術を本製品の製造に使用するものとする。

４　前第２項および第３項に定める改良技術をなしたいずれの当事者も、当該改良技術に関する工業所有権等の登録のための出願等をなすことができる。ただし、かかる出願等をなした当事者は、相手方に対し、かかる出願の日時、出願国および出願にかかる技術の概要について遅滞なく通知する。

技術自体は契約の内容に含まれませんが、製造の過程について新しい改良技術が開発される可能性があるので、これらの帰属や使用について、あらかじめ当事者間の合意を形成して、条項化しておくことが望ましいといえます。

第18条（仕様の変更）

１　法令の改変、本製品のモデルチェンジその他の事情により本仕様に変更の必要が生じたと甲が判断した場合には、甲は、乙に対し、変更予定日の１か月前の書面による通知をもって、本仕様を変更することができる。

２　乙の事情により本仕様の変更の必要が生じた場合には、乙は、甲に対し、書面をもってその旨を通知し、甲の承諾を得るものとする。

３　前２項に基づく本仕様の変更により本製品の納入価格、納期等の契約条件について変更の必要が生じた場合には､甲乙協議のうえこれを変更することができる。

法令の改変やモデルチェンジその他の買主の再販戦略の変更によって、製品の仕様を変更する必要性が生ずる可能性があるので、そのような事態を想定して仕様の変更について、あらかじめ定めておく必要があります。

第19条（下請け）

１　乙は、甲に対し、本製品の製造につき乙を補助し、または乙に協力するすべての下請者の名称、住所および当該下請者によって実施される業務の内容を、本契約に基づく本製品の生産開始に先立って書面をもって通知をし、甲の承諾を得なければならない。

２　乙は、前項の定めに従って甲の承認を得た下請者をして、本契約に定める条件を遵守せしめなければならないものとし、当該下請者の行為によって甲に損害が生じた場合には、乙は、甲に対し、その賠償の責めに任ずるものとする。

製造者が下請業者を用いる場合も少なくないので、その点についての定めをあらかじめしておく必要があります。

第20条（競業の禁止）

１　本契約期間中、乙は、甲の書面による事前の同意を得ない限り、甲以外の者または企業のために、本製品もしくは本製品と同一ないし類似の製品を製造または販売してはならない。

２　前項の定めにかかわらず、乙は、自己の商標に基づき、本製品もしくは本製品と同一ないし類似の製品を製造または販売することができる。ただし、乙は、甲の書面による事前の承諾を得ずに、本契約に基づいて甲から開示された技術上または営業上の情報を使用することはできず、または第三者をもってこれらの情報を使用させることはできないものとする。

ＯＥＭ製品と同一または類似の製品を製造者のブランドで製造・販売することも少なくありません。

そのようなことが予想される場合には、第２項のような定めをしておく必要があります。

第21条（秘密保持）

１　乙は、買主によって開示された、または本契約ないし本契約に基づく事業もしくは取引の履行を通じて乙によって取得されたあらゆる情報を秘密として扱うものとし、甲の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。

２　前項により乙に課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。

（１）　甲による開示または提供以前に、公知となっている情報

（２）　甲による開示または提供の時点において、すでに乙が所有していた情報

（３）　甲による開示または提供の後に、乙の契約違反、不作為、懈怠または過失

等によらずに公知となった情報

（４）　乙が甲から開示または提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報

（５）　なんらの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得または開示された情報

３　乙は、前２項によって秘密とされた情報について複製を作成しようとする場合には、甲の事前の承諾を得るものとする。

４　本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、乙は、第１項および第２項によって秘密とされた情報および前項のもとに作成されたそれらの複製を遅滞なく甲に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、甲の指示に従って、それらの情報を破棄しなければならない。

５　乙は、本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、第１項および第２項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできない。

６　本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

さまざまな技術上または営業上の情報が相手方へ開示提供されるＯＥＭ取引においては、極めて重要な条項です。

第22条（製造の中止および個別契約の解除）

１　甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本製品の製造の中止を乙に対して要求することができる。ただし、かかる製造の中止は、当該中止要求以前に締結された個別契約の履行にはいかなる影響も及ぼさないものとする。

（１）　本製品に外観上明白な瑕疵がある場合

（２）　本製品が本仕様に合致して製造されていない場合

（３）　本製品の販売が甲にとって不利益であると甲が判断した場合

２　甲は、前項（１）および（２）の場合には、前項に定める製造中止の要求に加え、

乙に対するいかなる補償なくして、これらの瑕疵ある製品または本仕様に合致しない製品を目的とする個別契約を解除することができるものとし、これらの瑕疵ある製品または本仕様に合致しない製品によって甲に生じた損害について乙に対し賠償請求をすることができる。

３　甲は、第１項（３）の場合には、解除によって乙に生じる実損害を補償をすることによって、当該製造中止にかかる個別契約を解除することができる。

４　乙は、第１項に基づく製造中止要求を受けた場合には、本製品の矯正、製造の再開、その他の事項に関して甲の指示に従うものとする。ただし、甲が、前第２項または第３項の定めに基づいて個別契約を解除した場合は、この限りではない。

５　本条に基づく本製品の製造中止または個別契約の解除は、本契約書第24条第１項に基づく本契約の解除を妨げないものとする。

契約期間中の製品の製造中止及び個別契約の解除について定めたものです。

瑕疵ある製品や仕様に合致していない製品が市場にいったん出てしまえば、買主のブランドにダメージを与えることになるので、それを事前に防ぐために製造の中止を求める権利を買主に与えています。

第23条（契約期間）

１　本契約は、第24条によって契約満了前に解除されない限り、本契約締結日から１年間有効とする。

２　本契約は、甲または乙がその相手方に対して前項に定める契約期間満了の少なくとも３か月前までに書面をもって契約期間の延長を希望しない旨の申入れをしない限り、１年間の期間をもって自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第24条（解除）

１　本契約および個別契約に違反しないいずれの当事者も、その相手方が本契約または個別契約のいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができる。

２　いずれの当事者も、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの通知または催告なく、本契約を解除することができる。

（１）　監督官庁より営業停止、営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき

（２）　その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき

（３）　手形または小切手の不渡り処分を受けたとき、または銀行取引停止処分を受けたとき

（４）　支払停止または支払不能の事由を生じたとき

（５）　解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき

３　前２項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

第25条（期限の利益の喪失）

　甲または乙に前条第１項または同条第２項各号に定める事由が一つでも生じた場合には、かかる当事者が本契約または個別契約に基づいてその相手方に対して負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失うものとする。

第26条（契約終了後の取扱い）

１　期間満了または第24条に基づく解除によるか否かにかかわらず、本契約が終了した場合であっても、当該期間満了または解除以前に締結された個別契約については、甲乙間の明示の合意がない限り、本契約の終了による影響を受けないものとし、当該個別契約に基づくあらゆる債務は、本契約の定めに従って履行されなければならない。

２　乙は、甲の本契約違反によって損害を被った場合を除き、本契約の終了に関連して、いかなる補償をも甲に対して請求することができないものとする。

第27条（通知）

１　本契約に基づき提供されるあらゆる通知、要求その他の連絡は、書留郵便またはファックスをもって、下記の宛先に対してなされるものとする。

甲に対する連絡	住　　　　所	東京都
	電　話　番　号	
	ファックス番号	
	担当部署名	
	担　当　者　名	○○○○
乙に対する連絡	住　　　　所	東京都
	電　話　番　号	
	ファックス番号	
	担当部署名	
	担　当　者　名	○○○○

２　いずれの当事者も、前項に定める連絡先に関する事項について変更を生じた場合には、相手方に対し、遅滞なく書面によって通知しなければならない。

第28条（合意管轄）

甲および乙は、本契約または個別契約に関して甲乙間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、○○地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

本契約を証するため本書２通を作成し、甲および乙は以下に署名押印し、各自１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　東京都

Ａ株式会社　　○　○　○　○　印

乙　東京都

Ｂ株式会社　　○　○　○　○　印